

市政懇談会開催経過 3

皆さんから多くの意見をいただいています

市では、多くの市民の皆さんから市政に対するご意見をいただくため、7月から11月にかけて毎月1回(全5回)、市内の各種団体の皆さんを対象にした市政懇談会(主要施策懇談会)を開催しています。今回は、「生活環境部門」の内容の一部をご紹介します。詳しくは、笠間市ホームページをご覧ください。

生活環境部門(9月28日開催)

●笠間市地域防災計画について

Q 笠間市防災計画は平成20年3月に策定予定と聞いているが、緊急を要する問題だと思つ。若間地区民生委



市役所本所で行われた第3回市政懇談会

A 員児童委員協議会では、「災害時一人でも見逃さない運動」に基づき、調査票と地区ごとのマップの作成が完了しているが、行政でまだできていないので次のステップに進むことができない。市の考えを伺いたい。

A 防災計画の指針となる笠間市地域防災計画につきましては、防災会議やパブリック・コメント、県との事前協議を経て、11月を目途に策定していきたいと考えています。本計画においては、高齢者や障害者などの「災害時要援護者」の所在や状況を事前に把握し、その情報を関係機関で共有しながら、自主防災組織や地域の方々と連携してその安否確認・避難誘導・救助活動を行うこととしています。若間地区では、すでに災害時要援護者の名簿作りが済んでいるとのことですので、その名簿を生かして、区長さんや自主防災組織に働きかけを行い、地区ごとに安全確保ができる体制づくりを進めていきたいと思つていますので、ご協力をお願いします。

●災害時要援護者名簿の個人情報保護上の取扱いについて

Q 高齢者や障害者の個人情報保護の観点から、災害時要援護者名簿の取扱いはこのようになるのか伺いたい。ボランティア団体にも名簿がもらえれば、緊急災害時に有効だと思つ。

A 個人情報保護法では、その目的外利用及び外部提供ができる場合として、「明らかに本人の利益になるとき」としています。笠間市個人情報保護条例では、人の生命・身体・健康又は財産の保護に必要な場合は可能であるとしています。また、国の要援護者支援ガイドラインでは、情報の提供に当たっては住所・氏名等の基本的な事項にとどめたり、保守義務を担保する誓約書を取り交わしたりするなどの保護対策をした上で情報を共有し、支援の体制づくりを行うこととしています。これらを踏まえながら、関係機関との情報の共有をしていきたいと考えています。

●災害時の市職員の対応について

Q 災害時には、職員がすぐに現場に出て調査をするという体制を整えておかないと、防災計画をつくっても対応できないのではないかと思つ。

A 台風や大雨の際は、規模に応じた出動人員を決め、職員が調査をする体制を整えていますので、ご理解いただきたいと思います。

●宍戸駅の踏切の拡幅について

Q 宍戸駅の踏切は毎朝多くの子どもたちが通る。JRと協議して、

広げる方向で取り組んでほしい。

A 宍戸駅の踏切は、地域の皆さんからご要望をいただいています。市では、JRとの協議の中で平成21年度以降に進める方向で考えています。また、整備に当たっては、踏切前後の道路整備も行わなければならないので、地域の皆様のご協力をお願いします。

●緊急地震速報について

Q 国では緊急地震速報を立ち上げて放送しているが、秒単位の伝達が必要な緊急地震速報を市としてどのような方法で伝達する考えなのか伺いたい。

A 消防庁の全国瞬時警報システムとデジタル方式による市町村防災無線を接続して緊急地震速報を伝達する方法がありますが、笠間市の防災無線はアナログ方式のため現時点では接続できない状況にあります。国からは今後デジタル化を行うよう通知が来ており、耐用年数等をみながら、いずれは対応していきたいと考えています。なお、災害時には、現在の放送設備でも地域ごとの時差なしに一斉放送ができますので、迅速な情報伝達を行っていきます。

◆広報かさま12月号には、教育・文化部門を掲載します。

【今後の開催予定】

日時▼11月22日(土) 午後7時～9時

会場▼市役所本所 大会議室

テーマ▼自治・協働

問合せ▼秘書課(内線224)